

<参考資料>

1. 国登録有形文化財の概要

(1) 制度の概要

社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている近代等の多種多様な建造物を、後世に幅広く継承していくため、平成8年(1996)の文化財保護法改正により創設されました。

文化財建造物を活用しながら保存することを目的とし、厳選された重要なものを保護・規制する従来の指定制度を補完するものです。届出制という緩やかな規制を通じて保存及び活用を促すもので、建造物については、修理等の設計費補助や相続税、家屋の固定資産税の減額など優遇措置が設けられています。

平成16年(2004)の法改正により、建造物以外の有形文化財も対象となり、登録有形民俗文化財、登録記念物（遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係）も制度として導入されました。令和3年(2021)には、登録無形文化財、登録無形民俗文化財も制度に加わりました。

(2) 国登録有形文化財(建造物)の登録基準

建築物・土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、「①国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「②造形の規範となっているもの」、「③再現することが容易でないもの」のいずれかに該当するものが登録されます。

2. 市内の登録状況について

(1) 国登録有形文化財(建造物)

現在、下記の 91 件が登録済みです。

登録年月日	名 称
平成11年10月14日	・姫路工業大学ゆりの木会館(旧姫路高等学校本館) 1 件 ・姫路工業大学講堂(旧姫路高等学校講堂) 1 件
平成15年 1 月31日	・姫路市立美術館(旧第十師団兵器庫) 1 件 ・(亀山)本徳寺中宗堂 1 件
平成21年 1 月 8 日	・加藤家住宅 8 件
平成21年 8 月 7 日	・姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅) 7 件
平成21年11月 2 日	・梶原家住宅(西梶原) 20件
平成23年 7 月25日	・上月家住宅 7 件
平成26年 4 月25日	・魚橋家住宅 4 件 ・魚橋呉服店 4 件 ・芥田家住宅 3 件
平成30年 5 月10日	・土井家住宅 3 件
平成30年11月 2 日	・真宗大谷派姫路船場別院本徳寺行在所 1 件
令和 3 年 6 月24日	・旧姫路郵便局電話事務室 1 件
令和 3 年10月14日	・旧八木家住宅 5 件 ・鷹津家住宅 5 件
令和 4 年 6 月29日	・旧藤森家住宅 8 件
令和 5 年 8 月 7 日	・徳壽院 2 件
令和 6 年12月 3 日	・雲松寺 4 件
令和 7 年 3 月13日	・旧野中外科 2 件
令和 7 年 8 月 6 日	・旧田中家住宅別邸 2 件
令和 8 年 2 月10日	・旧尾上家住宅(小倉屋)主屋 1 件

※今回の答申で 8 件が加わり、登録有形文化財(建造物)は計99件となる見込みです。

(2) 国登録記念物

現在、下記の 1 件が登録されています。

登録年月日	名 称
平成20年 3 月28日	・梶原氏(西梶原)庭園 1 件 ※名勝地関係